

宗教法人「日本聖約キリスト教団」規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この教団は、宗教法人法による宗教法人であって「日本聖約キリスト教団」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人（以下「法人」という）は、事務所を岡山県岡山市中区東山3丁目3番9号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、イエス・キリストの福音を宣べ伝え、教会及び伝道所を設立し、人々を救いの恵みにあずからせ儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、機関紙に1回掲載し、及び事務所の掲示場に10日間掲示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第5条 この法人には、8人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第6条 代表役員は、代議員現在数の2分の1以上が出席する教団総会において出席者の3分の2以上の議決によって選出された者をもって充てる。

- 2 代表役員以外の責任役員は、会員の中から教団総会において選出する。
- 3 責任役員のうちには、責任役員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、責任役員定数の3分の1を超えて含まれることにならない。

(任期)

第7条 代表役員及び責任役員の任期は、2年とする。但し、連続6年以内の再任を妨げ

ない。

- 2 責任役員は、1年毎に半数を改選する。
- 3 補欠責任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代表役員及び責任役員は、任期満了後でも後任者又は代務者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第8条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

- 2 代表役員は、責任役員会の議長となる。

(責任役員及びその職務権限)

第9条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の号に掲げるこの法人の事務を決定する。

- (1) 年次計画の作成
 - (2) 予算の編成
 - (3) 決算書（財産目録及び収支計算書）の作成
 - (4) 歳計剰余金の処置
 - (5) 基本財産の設定及び変更
 - (6) 不動産及び重要な動産に係わる取得、処分、担保の提供、その他重要な行為
 - (7) 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
 - (8) 境内地の模様替え及び用途変更等
 - (9) 借入れ及び予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
 - (10) 規則の変更並びに細則の制定及び改廃
 - (11) 合併並びに解散及び残余財産の処分
 - (12) その他この規則に定める事項
 - (13) この法人の事務のうち、責任役員会が必要と認める事項
- 2 責任役員会は、代表役員が招集する。但し、責任役員の定数の過半数から招集を請求された時は、代表役員は速やかに招集しなければならない。
 - 3 責任役員会は、定数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
 - 4 前項の場合において、責任役員会に責任役員が出席できない場合は、あらかじめ通知された議案について書面で賛否の意志表示をした責任役員は、当該議案の審議及び議決については出席したものとみなす。
 - 5 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員の定数の過半数で決する。
 - 6 責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。
 - 7 会議については、議事録を作成するものとする。

第2節 代務者

(置くべき場合)

第10条 次の各号の1つに該当するときは、代務者を置かなければならない。

- (1) 代表役員又は責任役員が死亡、解任、その他の事由によって欠けた場合又は辞任を申し出若しくは任期を満了した場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
- (2) 代表役員又は責任役員が病気、旅行その他の事由によって3ヶ月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第11条 代表役員の代務者は、責任役員会において責任役員のうちから選出する。

- 2 代表役員以外の責任役員の代務者は、会員の中から責任役員会において選出する。
- 3 第6条第3項の規定は、代表役員以外の責任役員の代務者の選出に準用する。この場合において、この規定中「責任役員」とあるのは「責任役員及び責任役員の代務者」と読み替えるものとする。

(職務権限)

第12条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わって、その職務の全部を行う。

- 2 代務者は、その置くべき事由が止んだときは、当然その職を退くものとする。

第3節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第13条 代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては責任役員のうちから責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

- 2 責任役員又はその代務者は、その責任役員又はその代務者と特別の利害関係にある事項については、議決権を有しない。この場合には、責任役員会において会員のうちからその議決権を有しない責任役員又は代務者の員数だけ仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

第14条 仮代表役員及び仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

第4節 役員解任

(代表役員解任)

第15条 代表役員が次の各号の1つに該当するときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教団総会において代議員現在数の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決により、当該代表役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- (2) 職務上の義務に明らかに違反した場合
- (3) 代表役員たるにふさわしくない行為があった場合

(責任役員解任)

第16条 代表役員以外の責任役員が前条各号の1つに該当するときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び教団総会において代議員現在数の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を経て、代表役員は当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

(代務者解任)

第17条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前2条の規定を準用する。

第5節 会 員

(会員の定義)

第18条 会員とは、聖書を信仰と教義及び生活における完全な規範として信じる者で、この法人の会員名簿に登載されている者をいう。

(会員の義務)

第19条 会員は、この法人の目的達成のために努めるものとする。

第6節 教団総会

(教団総会)

第20条 この法人に議決機関として教団総会（以下「総会」という）を置く。

- 2 総会は、17名以上の代議員をもって組織する。
- 3 総会は、毎年2回代表役員が招集する。但し、代表役員は必要があると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。
- 4 責任役員会の議決により、又は代議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して総会の招集を請求されたときは、代表役員は速やかに総会を招集しなければならない。

(職務権限)

第21条 次に掲げる事項については総会の議決によらなければならない。

- (1) 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (2) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 規則の変更
 - (4) 合併及び解散
 - (5) 代表役員を選任、解任及び辞任
 - (6) 責任役員及び監事を選任及び解任
- 2 前項各号に定めるもののほか、この法人の重要な事務は、総会の議決を経なければならない。

(総会の定数、表決)

第22条 総会は、代議員現在数の3分の1以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 前項の場合において総会に代議員が出席できない場合は、あらかじめ通知された議案について書面をもって議案に対する賛否の意志表示をした者は、当該議案の審議及び議決についてこれを出席者とみなす。
- 3 総会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は議長の裁決による。
- 4 会議には議事録を作成しておくものとする。

第7節 監事

(監事)

第23条 この法人に、監事2人を置く。

- 2 監事は、責任役員以外の会員のうちから総会において選出する。ただし、監事に選出された者は、代議員との兼任は出来ない。
- 3 監事の任期は、2年とする。但し、連続6年以内の再任を妨げない。そのうち1名を1年毎に改選する。
- 4 監事は、任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。
- 5 監事は、この規則に定める職務を行うほか、この法人の財産状況を監査し、必要に応じ責任役員会及び総会に報告するものとする。
- 6 監事が第15条各号の1つに該当するときは、総会において定数の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

- 7 監事には、責任役員及び代議員並びにこれらの者の親族その他これらの者と特殊の関係がある者又はこの法人の職員が含まれてはならない。また監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第3章 財務

(財産の区分)

第24条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。基本財産は、次の財産について設定する。

- (1) 土地、建物、その他の不動産
- (2) 公債、社債、その他の有価証券
- (3) 長期保存の目的で積み立てた財産
- (4) 基本財産として指定された献金
- (5) 総会の議決により基本財産に編入された金品

2 普通財産は、基本財産以外の財産、財産から生ずる果実、献金、寄付金その他の収入とする。

(基本財産の設定及び変更)

第25条 基本財産の設定又は変更をしようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会の議決を経なければならない。

(基本財産の管理)

第26条 基本財産たる現金は、郵便局若しくは確実な銀行に預け又は確実な有価証券に替えるなど適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第27条 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会において代議員現在数の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を経て、その行為の少なくとも1か月前に会員その他利害関係人に対して、その要旨を示しその旨を公告しなければならない。但し、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものである場合又は軽微なものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係わるものである場合であって、責任役員会の承認を得たときは、公告することを要しない。

- (1) 不動産を処分し、又は担保に供すること。
- (2) 借入れ（当該年度内の収入で償還する一時の借入れを除く）又は予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄をすること。
- (3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。

と。

- (4) 境内地の著しい模様替えをすること。
- (5) 主要な境内建物の用途、若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的のために供すること。

(財産目録の作成)

第28条 財産目録は、毎会計年度終了後3か月以内に前会計年度末現在によって作成し、監事の監査を受けたうえ、責任役員会の承認を得、総会に報告し、承認を得なければならない。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

- 2 責任役員、監事及び代議員は、その地位のみに基づいて報酬を受けることができない。但し、責任役員が職員として給与を受ける場合はこの限りではない。

(予算の編成)

第30条 予算は、毎会計年度開始1か月前までに編成し、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会の議決を得なければならない。これを変更しようとする時も同様とする。

(予算の区分)

第31条 予算は、経常収支及び臨時収支の2部に区分し、各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第32条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、責任役員会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第33条 予算作成後に、やむを得ない事由が生じたときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(特別会計の設定)

第34条 特別の必要があるときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び

総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(決算の作成)

第35条 決算は、毎会計年度終了後3か月以内に作成し、監事の監査を受けたうえ、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会の議決を得なければならない。

(歳計剰余金の処置)

第36条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。但し、責任役員会及び総会の議決を経て、その一部若しくは全部をこの法人の目的達成のために必要と認め用途に用いることができる。或いは、基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

第4章 補 則

(規則の変更)

第38条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会において代議員現在数の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を経たうえ、所轄庁の認証を受けなければならない。

(合併又は解散)

第39条 この法人が合併又は解散しようとするときは、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会において代議員現在数の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を経たうえ、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散したときは、その残余財産は、責任役員会において定数の3分の2以上の議決及び総会において代議員現在数の2分の1以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決により選定した、他の宗教法人たるキリスト教会その他の公益法人若しくは国又は、地方公共団体に帰属する。

(施行細則)

第41条 この規則の施行に関する細則は、責任役員会の議決を経て総会で定める。

(備付帳簿)

第42条 この法人の事務所には、常に次の書類及び帳簿を備え付けるものとする。

- (1) この法人の規則及び認証書並びに細則
- (2) 役員名簿及び代議員名簿
- (3) 予算書・決算書及び財産目録
- (4) 責任役員会及び総会の議事録
- (5) 事務処理簿
- (6) 会員名簿

附 則

この規則は、名称、事務所の所在地その他規則の一部を変更し、その手続を終えた日から施行する。

附 則

この変更した規則は、文部大臣の認証書の交付を受けた日（平成9年11月19日）から施行する。

附 則

この変更した規則は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日（平成15年11月21日）から施行する。

但し、現に監事の職にある者の任期は、この規則施行後、第23条の規定により新監事が就任する時までとする。なお、規則変更後の最初に実施する選挙において選出された監事のうち、どちらか1名の任期は1年とする。